

事 務 連 絡
平成 2 1 年 4 月 2 4 日

各都道府県介護保険担当課(室)長 殿

厚生労働省老健局振興課

「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（参考例）の送付について」の一部改正について

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成 2 0 年法律第 4 2 号）の平成 2 1 年 5 月 1 日施行に伴い、「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（参考例）の送付について」（平成 1 1 年 7 月 1 6 日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長事務連絡）を下記のとおりといたしましたので送付いたします。

なお、本参考例は、介護保険法に基づく指定又は許可等の事務を処理するための規定振りの一つの例を示したものであり、文言や様式を拘束する趣旨のものではありませんので、各都道府県において適宜追加・修正を行ったうえで活用してください。

記

「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（参考例）」を別紙のとおり改正する。

【改正の概要】

○参考例規則第 4 条関係

休止及び廃止の届出が事前届出制となったことに伴う改正

○参考例規則第11条関係

公示事項が介護保険法施行規則に規定されたことに伴う改正

○参考例規則添付書類様式（参考様式 9－1）関係

指定の欠格事由の改正に伴う誓約書様式の改正

○その他指定基準及び報酬改定等に伴う様式の修正

「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（参考例）の送付について」（平成十一年七月十六日事務連絡）（改正：平成十三年二月、平成十八年三月三十一日）

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（参考例）を次のように改正する。

〈新旧対照表〉

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（参考例）

改正後

旧

（趣旨）

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）、介護保険法施行令（平成十年政令第百十二号）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定める。

（指定又は許可の申請等）

第二条 法第七十条第一項、第七十九条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七十七条第一項及び第百十五条の二第二項の規定による申請は、第一号様式による指定申請書又は許可申請書により行うものとする。

2 法第七十条第一項、第七十九条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七十七条第一項及び第百十五条の二第二項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

（指定又は許可の更新等）

（趣旨）

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）、及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定める。

（指定の申請等）

第二条 法第七十条第一項、第七十九条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七十七条第一項及び第百十五条の二第二項の規定による申請は、第一号様式による指定申請書又は許可申請書により行うものとする。

2 法第七十条第一項、第七十九条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七十七条第一項及び第百十五条の二第二項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の更新等）

第二条の二 法第七十条の二第二項（第百十五條の十一において準用する場合を含む。以下同じ。）、第七十九條の二第一項、第八十六條の二第二項、第九十四條の二第一項及び第百七條の二第二項の規定による申請は、第一号の二様式による指定更新申請書又は許可更新申請書により行うものとする。

2 法第七十条の二第二項、第七十九條の二第一項、第八十六條の二第一項、第九十四條の二第一項、第百七條の二第一項及び第百十五條の十一の規定により指定又は許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

（指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第三条 法第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第一項ただし書（第百十五條の十一において準用する場合を含む。）の規定による指定を不要とする旨の申出は、第二号様式による指定を不要とする旨の申出書により行うものとする。

（変更の届出等）

第四条 法第七十五条第一項、第八十二條第一項、第八十九條、第九十九條第一項、第百十一條及び第百十五條の五第一項の規定による届出は、変更に係るものにあつては、第三号様式による変更届出書により、再開に係るものにあつては、第三号の二様式による再開届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第七十五条第二項、第八十二條第二項、第九十九條第二項及び第百十五條の五第二項の規定による廃止又は休止の届出にあつては、第四号様式による廃止・休止届出書により行うものとする。

（指定の辞退）

第五条 法第九十一条及び第百十三条の規定による指定の辞退は、第五号様式による指定辞退届出書により行うものとする。

（介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請）

第二条の二 法第七十条の二第二項、第七十九條の二第一項、第八十六條の二第二項、第九十四條の二第二項、第百七條の二第二項及び第百十五條の十の規定による申請は、第一二号様式による指定更新申請書又は許可更新申請書により行うものとする。

2 法第七十条の二第二項、第七十九條の二第一項、第八十六條の二第二項、第九十四條の二第二項、第百七條の二第二項及び第百十五條の十の規定により指定更新又は許可更新を受けた者は、その旨を当該指定更新又は許可更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

（指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第三条 法第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第一項ただし書きの規定による指定を不要とする旨の申出は、第二号様式による指定を不要とする旨の申出書により行うものとする。

（変更の届出等）

第四条 法第七十五条、第八十二條、第八十九條、第九十九條、第百十一條及び第百十五條の五の規定による届出は、施行規則第百三十一條第一項、第百三十三條第一項、第百三十五條、第百三十七條、第百四十條及び第百四十條の十九第一項に掲げる事項の変更に係るものにあつては第三号様式による変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては第四号様式による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

（指定の辞退）

第五条 法第九十一条及び第百十三条の規定による指定の辞退は、第五号様式による指定辞退届出書により行うものとする。

（介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請）

第六条 法第九十四条第二項に規定する許可の申請は、第六号様式による介護老人保健施設開設許可事項変更申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請)

第七条 法九十五条の規定による承認の申請は、第七号様式による介護老人保健施設管理者承認申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第八条 法第九十八条第一項第四号の事項に係る許可の申請は、第八号様式による介護老人保健施設広告事項許可申請書により行うものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第九条 法第九十八条第一項の規定による申請は、第九号様式による指定介護療養型医療施設指定変更申請書により行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第十条 知事は、第二条から前条までの規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理(以下この条において、「指定等」という。)をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

一 事業所又は施設の名称及び所在地

二 当該事業所又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所(当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所)

三 指定年月日又は許可年月日

四 指定更新年月日又は許可更新年月日

五 事業開始年月日

六 運営規程

七 介護保険事業所番号

第六条 法第九十四条第二項に規定する許可の申請は、第六号様式による介護老人保健施設開設許可事項変更申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認申請)

第七条 法九十五条の規定による承認の申請は、第七号様式による介護老人保健施設管理者承認申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第八条 法第九十八条第一項第四号の事項に係る許可の申請は、第八号様式による介護老人保健施設広告事項許可申請書により行うものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第九条 法第九十八条第一項の規定による申請は、第九号様式による指定介護療養型医療施設指定変更申請により行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第十条 知事は、第二条から前条までの規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理(以下この条において、「指定等」という。)をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

2 前項に規定する情報の内容は、次のとおりとする。

(一) 事業所又は施設の名称及び所在地

(二) 当該事業所又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所(当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所)

(三) 指定年月日又は許可年月日

(四) 指定更新年月日又は許可更新年月日

(五) 事業開始年月日

(六) 運営規程

- 2 前項の規定は、法第七十一条第一項本文及び第七十二条第一項本文（第百十五條の十一において準用する場合を含む。）の指定に係る情報について準用する。
- 3 知事は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（公示）

第十一條 法第七十八條、第八十五條、第九十三條、第百四條の二、第百十五條及び第百十五條の十の規定による公示は、施行規則第百三十一條の二、第百三十三條の二、第百三十五條の二、第百三十七條の二、第百四十條の二及び第百四十條の二十三各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

- （七） 介護保険事業所番号
- 3 前二項の規定は、法第七十一条本文及び第七十二条本文の指定又は承認に係る情報について準用する。

- 4 知事は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（公示）

第十一條 法第七十八條、第八十五條、第九十三條、第百四條及び第百十五條の九の規定による公示は、法第七十八條各号、第八十五條各号、第九十三條各号、第百十五條各号及び第百十五條の九各号の措置に関する次に掲げる事項について行うものとする。

（一） 介護保険事業所番号

（二） 指定居宅サービスの事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設又は指定介護予防サービス事業所の名称及び所在地

（三） 当該事業所又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

（四） 指定（更新）、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

（五） 指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日及び内容

（六） サービスの種類

- 2 前項の規定は、法第九十四条第一項及び第百四條の規定について準用する。この場合において、前項第四号中「指定、指定の辞退又は許可の取消し」とあるのは「許可又は許可の取消し」と読み替えるものとする。

（指定居宅サービス事業所に関する経過措置）

第十二條 第三條の規定は、施行法第四條ただし書及び第五條ただし書の規定による申出について準用する。

（指定居宅サービス事業所に関する経過措置）

第十二條 第三條の規定は、施行法第四條ただし書き及び第五條ただし書きの規定による申出について準用する。

(実施細目)

第十三条 この規則に規定するもののほか、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(介護保険の実施のための必要な準備)

第十四条 知事は、この規則の施行日前においても、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附則 (略)

(実施細目)

第十三条 この規則に規定するもののほか、指定サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(介護保険の実施のための必要な準備)

第十四条 知事は、この規則の施行日前においても、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附則 (略)

受付番号

指定居宅サービス事業所
 指定介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所 指定（許可）申請書
 介護保険施設

年 月 日

知事 殿

所在地
 申請者
 名 称

印

介護保険法に規定する事業所（施設）に係る指定（許可）を受けたいので、下記のとおり、
 関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申請者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 県 都市 (ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号			FAX 番号		
	法人の種類別			法人所轄庁			
	代表者の職・氏名・生 年月日	職名	フリガナ 氏名		生年月日		
代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市 (ビルの名称等)						
指定（許可）を受けようとする事業所・施設の種類	事業所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市 (ビルの名称等)					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施 事業	指定（許可）申請をする事業等の 事業開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等 の指定（許可）年月日	様式		
	指定居宅サービス	訪問介護				付表 1	
		訪問入浴介護				付表 2	
		訪問看護				付表 3	
		訪問リハビリテーション				付表 4	
		居宅療養管理指導				付表 5	
		通所介護				付表 6	
		通所リハビリテーション				付表 7	
		短期入所生活介護				付表 8	
		短期入所療養介護				付表 9	
		特定施設入居者生活介護				付表 10	
		福祉用具貸与				付表 11	
		特定福祉用具販売				付表 12	
	施設	居宅介護支援				付表 13	
		介護老人福祉施設				付表 14	
		介護老人保健施設				付表 15	
		介護療養型医療施設				付表 16	
		指定介護予防サービス	介護予防訪問介護				付表 1
			介護予防訪問入浴介護				付表 2
			介護予防訪問看護				付表 3
			介護予防訪問リハビリテーション				付表 4
			介護予防居宅療養管理指導				付表 5
			介護予防通所介護				付表 6
			介護予防通所リハビリテーション				付表 7
			介護予防短期入所生活介護				付表 8
介護予防短期入所療養介護						付表 9	
介護予防特定施設入居者生活介護						付表 10	
介護予防福祉用具貸与					付表 11		
特定介護予防福祉用具販売					付表 12		
介護保険事業所番号					(既に指定又は許可を受けている場合)		
医療機関コード等							

備考 1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定等を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「指定（許可）申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始（開設）予定年月日を記載してください。

6 「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条に基づき指定があったものとみなされたときは、保健医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」）を記載してください。

7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

8 既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

付表 3-2 訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号) 県 郡市		

	連絡先	電話番号		FAX 番号
主な揭示事項	営業日			
	営業時間			
	利用料	法定代理受領分（一割負担分）		
		法定代理受領分以外		
	その他の費用			
	通常の事業実施地域			
添付書類		別添のとおり		

備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
3 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

別添

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号

主たる事業所・施設の名称

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類						備考
		訪問看護	介護予防					
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等							
2	病院・診療所、薬局、特養の使用許可証等の写							
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表							
4	訪問看護ステーション管理者の免許証の写							
5	事業所の平面図							
6	運営規程							
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要							
8	当該申請に係る資産の状況							
9	当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行うときの名称・所在地							
10	法第 70 条第 2 項各号（又は法第 115 条の 2 第 2 項各号）に該当しないことを誓約する書面							
11	役員の氏名等							

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 添付書類欄の記載事項は、申請する事業・施設に応じて適宜修正してください。

3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

別添

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号

主たる事業所・施設の名称

番号	添 付 書 類	申請する事業・施設の種類						備 考
		居宅療養	介護予防					
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等							
2	病院・診療所、薬局、特養、訪問看護ステーションの使用許可証等の写							
3	事業所の平面図							
4	運営規程							
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要							
6	法第 70 条第 2 項各号（又は法第 115 条の 2 第 2 項各号）に該当しないことを誓約する書面							
7	役員の氏名等							

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 添付書類欄の記載事項は、申請する事業・施設に応じて適宜修正してください。

3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

付表 6-1 通所介護（療養通所介護）・介護予防通所介護事業所の指定に係る記載事項

		受付番号				
事業所	フリガナ					
	名 称					
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文				第 条第 項第 号		
管理者	フリガナ			(郵便番号 -)		
	氏 名					
	生年月日			住所		
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）					
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼 務（兼務の場合のみ記入）	名称				
	兼務する職種 及び勤務時間等					
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常 勤（人）						
非常勤（人）						
適合の可否						
食堂及び機能訓練室の合計面積			基準上の必要数値	適合の可否		
			m ²	m ² 以上		
主な 揭示 事項	営業日	単位ごとの営業日				
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く）（① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : ）				
	利用定員	人（単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人）				
	利用料	法定代理受領分（一割負担分）				
		法定代理受領分以外				
	その他の費用					
通常の事業実施地域						
添付書類		別添のとおり				

- 備考
- 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 4 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
 - 5 従業者の員数については、総数を記載してください。出張所等がある場合については、当該出張所に従事する従業者の員数との合計数を記載してください。
 - 6 当該指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

付表 6-2 通所介護・介護予防通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

		受付番号				
事業所	フリガナ					
	名 称					
	所在地	(郵便番号 —) 県 郡市				

	連絡先	電話番号			FAX 番号	
		食堂及び機能訓練室の用に供する区画の合計面積		基準上の必要数値	適合の可否	
		m ²		m ² 以上		
揭示事項	営業日	単位ごとの営業日				
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)				
	利用定員	人 (単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類		平面図				

- 備考
- 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 3 一のローテーションにおいて、事業所を複数有するときは、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

別添

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号

主たる事業所・施設の名称

番号	添 付 書 類	申請する事業・施設の種類						備 考
		通所 介護	介護 予防					
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等							
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表							
3	事業所の管理者の経歴							
4	事業所の平面図（設備概要を含む）							
5	運営規程							
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要							
7	サービス提供実施単位一覧表							
8	当該申請に係る資産の状況							
9	当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行うときの名称・所在地							
10	法第 70 条第 2 項各号（又は法第 115 条の 2 第 2 項各号）に該当しないことを誓約する書面							
11	役員の氏名等							

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 添付書類欄の記載事項は、申請する事業・施設に応じて適宜修正してください。

3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

年 月 日

知事 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない病院等である場合は、その管理者が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第70条第2項)

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第一百七条第三項第四号の二、第百十五条の二第二項第五号の二及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第一百七条第三項第四号の二及び第百十五条の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内に当該申請者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

年 月 日

知事 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない病院等である場合は、その管理者が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第 115 条の 2 第 2 項)

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該申請者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制

の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(参考様式 9 - 2)

役員名簿（申請者が法人）			
氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日	住 所 (ふりがな)	押印
	役職名・呼称	TEL FAX	

備考 1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

指定居宅サービス事業所
 指定介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所 指定（許可）更新申請書
 介護保険施設

年 月 日

知事 殿

所在地
 申請者
 名 称

印

介護保険法に規定する事業所（施設）に係る指定（許可）更新を受けたいので、下記のとおり、
 関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号				
申 請 者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 県 都市				
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
	法人の種類別	法人所轄庁				
	代表者の職・氏名・生 年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市				
(ビルの名称等)						
事 業 所	フリガナ 名称					
	所在地	(郵便番号 ー)				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
	フリガナ 名称					
	所在地	(郵便番号 ー)				
連絡先	電話番号		FAX 番号			
管理者の氏名、生年月日、 住所及び経歴		フリガナ 氏名		生年月日	経歴別添のとおり	
事業等の種類						
現に受けている指定の有効期間満了日						
役員の氏名、生年月日及び住所				別添のとおり		
法第七十条の二第四項で準用する法第七十条第二項各号(※)に該当しないことを誓約する書面				別添のとおり		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号				別添のとおり		

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

3 ※ サービスの種類により根拠条文が異なります。

指定居宅サービス事業所	法第七十条の二第四項で準用する法第七十条第二項各号
指定介護予防サービス事業所	法百十五条の十により準用される法百十五条の二第二項各号
指定居宅介護支援事業所	法第七十九条の二第四項で準用する法第七十九条第二項各号
指定介護老人福祉施設	法第八十六条の二第四項で準用する法第八十六条第二項各号
介護老人保健施設	法第九十四条の二第四項で準用する法第九十四条第三項各号
介護療養型医療施設	法百七条の二第四項で準用する法百七条第三項各号

第2号様式（第3条関係）

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

知事 殿

住所
開設者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

開設者	名称
	施設種別
	所在地
管理者	氏名
	住所
申出に係る居宅サービスの種類	1. 訪問看護 2. 介護予防訪問看護 3. 訪問リハビリテーション 4. 介護予防訪問リハビリテーション 5. 居宅療養管理指導 6. 介護予防居宅療養管理指導 7. 通所リハビリテーション 8. 介護予防通所リハビリテーション 9. 短期入所療養介護 10. 介護予防短期入所療養介護

備考 申出を行う居宅サービスについて○印を付してください。

第3号様式（第4条第1項関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

知事 殿

住所
事業（開設）者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名） 印

次のとおり指定（許可）を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号									
指定内容を変更した事業所（施設）		名称									
		所在地									
サ ー ビ ス の 種 類											
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容									
1	事業所（施設）の名称	(変更前)									
2	事業所（施設）の所在地										
3	事業（開設）者の名称・主たる事務所の所在地										
4	代表者の職・氏名、生年月日及び住所										
5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）										
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等										
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）										
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 （介護老人保健施設を除く。）										
9	サービス提供責任者の氏名及び住所等										
10	運営規程										
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関										
12	事業所の種別										
13	提供する居宅療養管理指導の種類										
14	事業実施形態 （単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の 空床利用型・併設型の別）										
15	入院患者又は入所者の定員										
16	福祉用具の保管・消毒方法 （委託している場合にあっては、委託先の状況）										
17	併設施設の状況等										
18	役員の氏名、生年月日及び住所										
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
変 更 年 月 日		平成 年 月 日									

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

(参考(第3号様式関係))

指定(許可)申請に係る事項の変更に関する添付書類一覧(チェック用)

番号	サービスの種類 変更の届出が必要な書類	訪問 介護 (予防) ①	訪問 入浴 (予防) ②	訪問 看護 (予防) ③	訪問 リハ (予防) ④	居宅 療養 (予防) ⑤	通所 介護 (予防) ⑥	通所 リハ (予防) ⑦	短期 生活 (予防) ⑧	短期 療養 (予防) ⑨	特定 施設 (予防) ⑩	用具 貸与 (予防) ⑪	用具 販売 (予防) ⑫	居宅 支援 ⑬	福祉 施設 ⑭	老健 施設 ⑮	療養 医療 ⑯
1	事業所(施設)の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所(施設)の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	主たる事業所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	代表者(開設者)の氏名、生年月日並びに住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
7	備品		○														
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
9	サービス提供責任者の氏名及び住所	○															
10	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関		○						○		○					○	
12	事業所の種別			○	○	○		○		○							○
13	提供する居宅療養管理指導の種類					○											
14	事業実施形態 (単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型)								○								
15	入院患者又は入所者の定員								○	○							
16	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託等の契約の内容)											○					
17	併設施設の状況等														○	○	○
18	役員の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										○			○	○	○	○

備考 変更の状況が分かる書類を添付してください。

第3号の2様式（第4条第1項関係）

再開届出書

年 月 日

知事 殿

事業（開設）者 住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名） 印

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
再開した事業所	名称												
	所在地												
再開した年月日	平成 年 月 日												

備考 事業の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

第 4 号様式（第 4 条第 2 項関係）

廃止・休止届出書

年 月 日

知事 殿

住所
事業（開設）者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名） 印

次のとおり事業を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
廃止（休止）する事業所	名称												
	所在地												
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止												
廃止・休止する年月日	平成 年 月 日												
廃止・休止する理由													
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置													
休止予定期間	休止日～平成 年 月 日												

備考 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

第5号様式（第5条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

知事 殿

住所
開設者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名） 印

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
指定を辞退する施設	名称												
	所在地												
指定を受けた年月日	平成	年	月	日									
指定を辞退する年月日	平成	年	月	日									
指定を辞退する理由													
現に施設に入所している者に対する措置													

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。